

トリメチルクロロシランの規制について

【照会】

法別表第 3 類の項第 7 号の「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」に該当する、例えば「トリメチルクロロシラン $\text{Si}(\text{CH}_3)_3\text{Cl}$ 」は、自然発火性試験においては自然発火せず、かつ、ろ紙を焦がさないが、水との反応性試験においては火炎により着火をする。しかし、この場合、水と接触して生成するガスは不燃性の塩化水素(HCl)だけであり、また、トリメチルクロロシランは、試験実施条件下で引火性を示す物品であることから、このような物品については、第 3 類ではなく、引火点に応じた第 4 類の「石油類」としてよいか。

【回答】

お見込みのとおり。

(平成 2 年 10 月 31 日 消防危第 105 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)